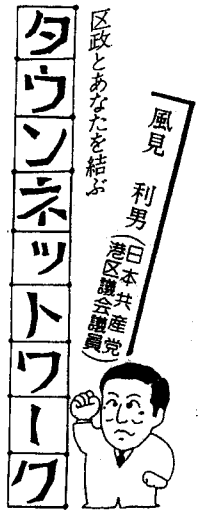


10月から介護保険料・利用料の軽減を実施



2001年10月号外

<発行>
日本共産党港区議員団

<連絡先>
風見区議宅
☎3405-9294
FAX3405-9294
区議会控室
☎3578-2945
FAX3578-2947

港区は、十月から区独自の介護保険料・利用料の軽減を実施します。党区議員団は、代表質問など機会ある毎に減免制度の実施を要求してきました。また、党区議員団は第一回定例区議会に「減免条例」提案を準備し、各会派に協力を要請。そのような中、平成十三年度予算特別委員会で全会派一致で「保険料・利用料の軽減実施」の要望書を原田区長に提出。区長は「十月実施に向け検討」を表明していたものです。

「減免は実施しない」と言い続けた区長の態度を変えさせたのは区民のみなさんの運動の成果です。

保険料減額の対象になる人は

今回の軽減策の対象になる方は、第一号保険者（六五才以上）の方で所得段階が第二段階の人（世帯全員の区民税が非課税）で、次の要件を満たしている方です。

- ①世帯の収入額が生活保護基準額の概ね一・一五倍
* 一人世帯 約百十三万円（年間収入）
* 二人世帯 約百七十万円（年間収入）
- ②預金額が三百万円以下、
- ③課税されている人に扶養されていない。
- ④介護保険料を滞納していない人。

〔保険料〕

☆保険料は月額千五百二十円（第一段階と同額）になります。

〔利用料〕

一ヶ月当たり一万五千元（第一段階の利用者負担分の上限額）を超え、二万四千六百円（第二段階の負担分の上限額）以下の負担分について二分の一を助成（最高額四千八百円）となります。二万四千六百円を越えた分は、これまでどおり全額高額介護サービス費として支給されます。

減免を受けるには申請が必要です

制度が複雑です。どんなことでも、お気軽にご相談ください。

実態に見合う減免制度の実現を

しかし、今回の軽減策は対象者は第二段階のごく一部の人のみで、区の推計でも六百人程度にすぎません。予算規模も八百万円程度です。

党区議員団は引き続き、生活実態や介護実態に見合う軽減策の実現にむけ、みなさんと一緒に運動をすすめます。

軽減の申請受付は1月
中旬からの予定です。